



平成23年9月9日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した東日本大震災に係る激甚災害指定政令について、9月6日、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限を延長するものです。

I 政令改正の概要

本改正は、3月13日に公布した東日本大震災に係る激甚災害指定政令において定められていた中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置の適用期限（平成23年9月11日）について、被災した中小企業の復旧・復興の現状等を踏まえ、平成24年3月31日まで延長するものです。

（参考）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

II 日程

9月6日（火） 閣 議

9月9日（金） 公 布

政令第二百八十三号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十三年九月十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。